

西原村森林整備計画

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 7 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

熊 本 県
西 原 村

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題-----	1
2 森林整備の基本方針-----	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針-----	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢-----	3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 -----	4
3 その他必要な事項-----	5

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項-----	5
2 天然更新に関する事項-----	7
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項-----	8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準-----	9
5 その他必要な事項-----	9

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法-----	10
2 保育の種類別の標準的な方法-----	11
3 その他必要な事項-----	11

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法-----	12
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法-----	14
3 その他必要な事項-----	15

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

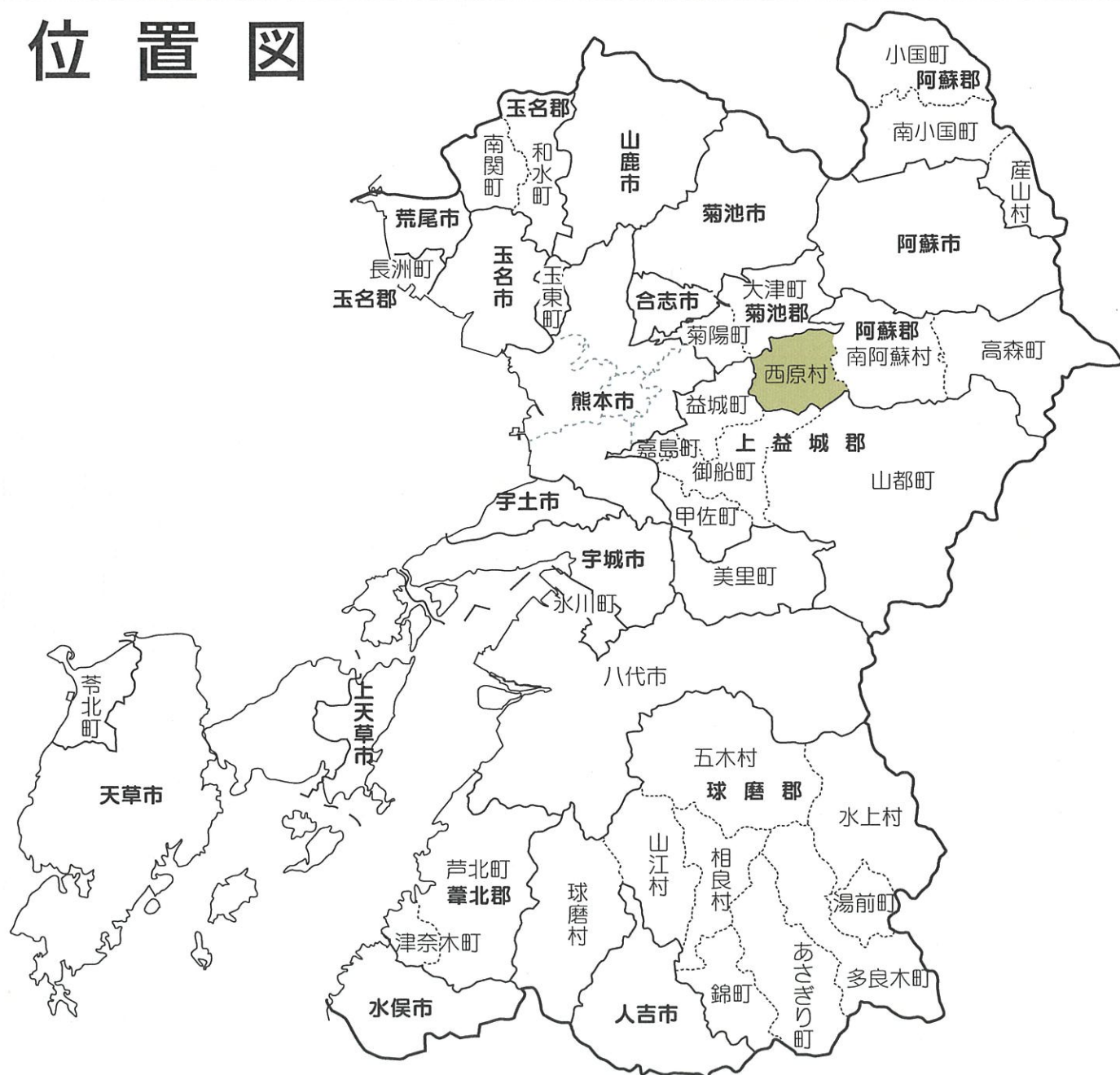
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針-----	16
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策-----	16
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項-----	17
4 森林経営管理制度の活用に関する事項-----	17
5 その他必要な事項-----	17

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針-----	17
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策-----	17
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項-----	18
4 その他必要な事項-----	18

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項-----	1 8
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項-----	1 9
3	作業路網の整備に関する事項-----	1 9
4	その他必要な事項-----	2 0
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項-----	2 0
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項-----	2 1
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項-----	2 1
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法-----	2 1
2	その他必要な事項-----	2 2
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法-----	2 2
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）-----	2 2
3	林野災害の予防の方法-----	2 2
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項-----	2 3
5	その他必要な事項-----	2 3
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域-----	2 3
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項-----	2 3
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項-----	2 3
4	その他必要な事項-----	2 3
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項-----	2 3
2	生活環境の整備に関する事項-----	2 4
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項-----	2 4
4	森林の総合利用の推進に関する事項-----	2 4
5	住民参加による森林の整備に関する事項-----	2 4
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項-----	2 4
7	その他必要な事項-----	2 5

位置図



I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、熊本市から東へ約 20km に位置し、東部は阿蘇郡南阿蘇村に、北部は菊池郡大津町、南部は上益城郡御船町及び山都町に、南西部は上益城郡益城町にそれぞれ接している。村の東部は、阿蘇外輪山の一部である標高 1,095m の俵山を中心に広大な原野と山林からなり、山麓と益城町に接する台地は本村の耕作地として畑又は樹園地等に利用されているほか、西流する鳥子川と木山川流域及び、その他の小河川流域には水田が拓けている。耕地面積は 21% で比較的起伏の地形である。

本村の森林面積は、4,586ha で村土全面積の 59% を占め、そのうち民有林が 4,024ha である。民有林の森林資源の構成は、人工林面積 2,861ha、天然林 478ha、人工林蓄積は 1,150 千 m³ となっている。平成 25 年 5 月には、本村を含む阿蘇地域が世界農業遺産に指定され、持続的な農林業や森林を含めた農村的景観の維持が求められている。

本村では未利用の広大な原野地に戦後、各集落によって造林が行われてきた。経営内容は全体的に粗放で、木材等の搬出は人力にたよるものであったが、その後作業路網の整備や自動車の普及による陸送による手段がとられるようになり、作業効率が向上した。植栽樹種はヒノキが主である。現在は、徐間伐等の保育作業が行われている。また、近年では畜産農家の減少に伴い、原野での採草需要が少なくなったため新規造林地が増加してきている。また、人工林は大部分が主伐の時期を迎えており、伐期に達した人工林の積極的な主伐による林齢構成の平準化を推進するとともに、作業路網整備等の森林整備が重要な課題となっている。

具体的には、北部地区（鳥子、小森及び布田の一部）については、比較的平坦地が多いため田畑が集中しており、人口集中地区である。兼業農家が多く、林家としては林業収入を期待していないものが多い。今後、大津町と近接している原野地への造林等に取り組むとともに、森林保全や水源涵養機能の保持強化を促進させるために、森林施業の効率化をはかりながら、林業の安定的経営を目指す。

中部地区（小森及び布田の一部、宮山）については、人工林及び原野の占める割合が大きく、本村の水源涵養林域として大きな役割を果たしている。また、比較的保育施業が行われている。近年は、原野地への造林意欲が高まり、森林面積の増加が見込まれる。今後も、路網整備をはじめとした生産基盤整備の強化を図る。

南部地区（河原地区）については、中山間地域であり、人工林率が高く、高齢級で成熟期を迎えた森林資源で占められている。今後、国産材の時代を視野に入れた、多岐にわたる木材需要に対応できる優良材生産体制の確立を推進する。そのために、伐期に達した人工林の主伐及び利用間伐に重点を置くとともに、路網整備を促進する。

しかしながら、近年の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材需要の低迷や林業経営費の上昇等により、林業経営意欲が減退し林業生産活動が停滞し間伐保育等が適正に実施されていない。また、本村の林家は、森林所有面積 5ha 未満がほとんどで小規模の素材生産しかなく、安定的な収入が期待できないため、新規の林業従事者である後継者の不足も問題である。

このため、地域の主体的な取組の下で一体的かつ計画的に、間伐保育の森林整備を積極的に進め、その基盤である路網整備を推進するとともに、施業実施体制の整備、森林施業の合理化、林業関連事業体の育成、関連施策の積極的活用を図りながら、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備を図り、森林資源の質的向上に重点を置くとともに、森林の有する公益的機能の増進のため、長伐期施業の実施、天然生林の的確な保全管理を推進し、森林整備を図っていくものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産

や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

村民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本として、本事業にわたり育成単層林として維持する。森林では、主伐種の植栽による確実な更新を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市町村、森林所有者、森林組合等で相互に連携を密にして、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の導入の促進、森林作業道等の整備等を総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本村の標準伐期齢は下表のとおりとする。なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。なお、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合に当たっては40%以下の伐採）とする。森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮する。なお、自然条件が劣悪な森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

エ 本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等の誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。

オ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林間わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。

カ 上記ア～オに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）や「ガイドライン」注）1のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこ

ととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように努めるため、集材路注) 2 の設置等については「伐採・搬出指針」や「ガイドライン」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注) 1 「ガイドライン」とは、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」(令和4年4月熊本県森林整備課策定。)をいう。

注) 2 「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう(森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する)。

3 その他必要な事項

(1) 伐採届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市(町村)が発行する伐採届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等から、下表のとおりとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村産業課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区分	人工造林の対象樹種	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ 等	

(2) 人工造林の標準的な方法

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

育成複層林における樹下植栽については、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意するものとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、森林普及指導員又は市(町村)の林務担当者と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ ヒノキ クヌギ	疎仕立て～ 中仕立て	1, 500 本 ～ 3, 000 本	

注）高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を 400 本/ha とすることができる。

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植栽時期、植え付けの方法その他必要な事項について、下表のとおり定める。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。 なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努める。
植付けの方法	通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定する。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努める。
植栽の時期	2 月上旬から 3 月中旬までを標準とした春植え又は 9 月中旬から 11 月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

3 に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間内に更新を完了することとする。

② それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	クヌギ、シイ、カシ 等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について下表のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵え	種子の定着に適した環境を整備することを目的とし、 1（2） イに定める方法に準じて地拵えを行う。
地表かき 起こし	必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意する。
刈出し	ササ等の被圧により更新が阻害されえているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新完了するまでササ等の刈払いを行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。
植込み及び播種	稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹木が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 造林の更新に係る対象樹種
 - ア 人工造林の場合
1の(1)によるものとする。
 - イ 天然更新の場合
2の(1)によるものとする。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数
2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

(3) 造林地においてシカによる食害が多発している区域にあつては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。

(4) 人工造林の際は、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進、林分の健全化並びに利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、下表のとおり定めるものとする。

樹 種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）						備考
			1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	
ス ギ	1,500～	一 般 材	△	28～34					
	2,000	大 径 材	△	28～35	39～52	58			
	3,000	一 般 材	14	23	31				
		大 径 材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500～	一 般 材	△	34～39					
	2,000	大 径 材	△	34～40	42～55	61	72		
	3,000	一 般 材	14	25	31				
		大 径 材	14	25	31	40	55	65	

標準的な方法	備考
・ 1 回目は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。（△については、必要に応じ除・間伐を行う。） ・ 2 回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 ・ 間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30%程度とする。 ・ 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 ・ 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。 ・ 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行う。	

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、次表のとおり定めるものとする。その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
下刈り	スギ ヒノキ	←									→					
つる切り								←								→
除伐								←								→

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

標準的な方法	備考
下刈り：植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。	
つる切り：つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2～3年毎に行う。	
除伐：つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。	

3 その他必要な事項

(1) 間伐率

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正な林分密度に誘導することとする。

(2) 育成複層林における受光伐

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

(3) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集約化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

(4) シカ等による被害の抑制

シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。

(5) その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大（標準伐期齢+10年）とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、下表の伐期齢に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針 葉樹	クヌギ	その他広 葉樹
全 域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能、その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の土壌保全機能が低い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

村民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が低い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの村民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が低い森林等

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮するとともに、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

このため、アの①から③までに掲げる森林（具体的には、次の①～③の森林）のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐を行う伐期齢の下限を下表のとおりとするとともに、皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

なお、それぞれの森林の区域については、別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針 葉樹	クヌギ	その他広 葉樹
全 域	80年	90年	70年	70年	20年	30年

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている森林
 - b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所の森林
 - c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫(れき)地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
 - b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
 - c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、別表 1 のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙公益的機能別施業森林図のとおり	3,916.43
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙公益的機能別施業森林図のとおり	48.36
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
その他の公益的機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙公益的機能別施業森林図のとおり	3,834.71
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	—

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		別紙公益的機能別施業森林図のとおり	3,916.43
長伐期施業を推進すべき森林		別紙公益的機能別施業森林図のとおり	48.36
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

3 その他必要な事項 特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

本村の民有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、これらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び公開並びに助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、村、森林組合をはじめとした林業事業体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備する必要がある。地区毎に実行責任者たるリーダーを配置し、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同化を促進し森林の整備を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の協定を促進し、森林作業道等の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけながら、森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める等の機会を繰り返し設けていくこととする。

また、不在村森林所有者に対しては、森林を持続的に保全管理することへの啓発とともに、森林施業の集約化や共同参画への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、下表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

区 分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0° ～15° ）	車両系作業システム	30～40	70～210	110～250
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	23～34	52～165	85～200
	架線系作業システム	23～34	2～41	25～75
急傾斜地（30° ～35° ）	車両系作業システム	16～26	35～124	60<50>～150
	架線系作業システム	16～26	0～24	20<15>～50
急峻地（35° ～）	架線系作業システム	5～15	0	5～15

注1）「急傾斜地」の（ ）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの考え方は、下表のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラッパ	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラッパ ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラッパ ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注 1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注 2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的な基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を必要に応じて設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画 該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成し、適切な管理を行うものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路線の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等から「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」を基本として、「熊本県森林作業道作設指針（平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知）」に則って作設を行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本村の森林所有者は、先に述べたように零細であり、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目指す。

(2) 林業従事者及び林業後継者の育成方針

① 林業就業者の育成

林業従事者の育成は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることが出来ることと、働くものにとって他産業と同等以上の雇用条件を整えることが重要である。本村林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策と併せて林業従事者の育成対策を進めることが重要である。また、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上、さらに労働条件を改善に努め雇用の安定化に努める。

② 林業後継者の育成

林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることから、今後増加は期待できない。そこで、その機能発揮できるように森林組合を育成強化する。なお、各種研修を行い、後継者育成に努める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本村の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化により受委託体制の整備による、事業量の拡大を行い近代化を図る。また、作業班員の労働安全の確保、月給制の導入等及び各種社会保険への加入により勤務体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本村の森林は8齢級以上が多く、保育、間伐施業が中心となっている。しかし、林家は零細で林業機械の導入の遅れは顕著である。また、林業就労者の減少及び高齢化により、林業担い手が減少していることから生産性の向上、労働強度の軽減及びコスト削減を図るためにも機械化は必要不可欠であり、機械化を推進していく。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業種類		現 状	将 来
伐倒 造材 集材	全流域 (緩傾斜)	チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
	全流域 (急傾斜)	林内作業車 小型集材機	チェーンソー・プロセッ サー・林内作業車・小 型集材機 タワーヤーダー・フォ ワーダー
造林 保育等	地拵え、下刈	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー 刈払い機
	枝打ち	人力	人力・枝打ち機械

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本村における素材に生産流通・加工については、製材工場は、小規模な個人経営であり、規模拡大もあまり望めない。木材の流通に対する施策としては、間伐材を中心にその計画的伐出を図るとともに、間伐材の商品開発を行い有効活用を行いたい。また、本村の公共施設については、木材利用可能な箇所は積極的に木材利用を図りたい。また、特用林産物については、椎茸生産が行われており、補助事業の導入等により、除々に生産の効率化が図れている。今後は、ほだ木の安定供給、経営の合理化をより進めて行きさらに施設整備を行い、経営の安定を図りたい。椎茸農協との連携を強化し、販路拡大に努めて行きたい。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ設定する。

(1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画(令和4年度3月策定:第6期)、森林組合、森林所有者、地元猟友会等の情報等を基に、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良を実施する。

なお、防護柵については、改良等を行ないながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

イ 捕獲

わな（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）及び銃器による捕獲等を実施する。

なお、実施に当たっては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1 林班～2 6 林班	4, 0 2 4

2 その他必要な事項

1 の (2) の実施については、現地調査、森林組合、森林所有者、地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。

なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、国、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

別表3において定める対象鳥獣以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では見られないが、被害が生じた場合は必要な防除対策を実施し、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討することとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が生じた場合は、定期的に森林組合、猟友会等の猟友会等地元関係団体から目撃情報等を収集し、必要に応じて鳥獣害防止森林区域に編入するものとする。

3 林野災害の予防の方法

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取り扱い等の人為的等なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者に対し、強風時や乾燥期におけるた

き火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「西原村火入れに関する条例平成 22 年 12 月 20 日条例第 22 号」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森 林 の 区 域	備 考
該当なし。	

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の森林施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他の森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第 35 条第 1 項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が広告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 ha
山 西 地 区	1～15 (15)	<u>3,061.87ha</u>
河 原 地 区	16～26 (11)	<u>962.17ha</u>

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのUJIターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など、位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山間地域の定住を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村の大峰山に位置する、風の里キャンプ場を都市住民との交流基盤とし、西原村山村の活性化を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山の持つ山地災害防止機能を発揮するために、里山の保全及び整備を推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域の森林を教育の場として積極的に利用して行き、緑の少年団の活動を支援して行く。
また、その活動を保護者や所有者にも広げて行き、村内住民の森林に対する意識向上を図る。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本村は、熊本市等下流流域の地下水源となっており、熊本市等の下流域の自治体の公有林となっている箇所がある。そのように、下流域の自治体と森林整備協定を締結し、さらにその地域住民のボランティア活動等によって森林に対する理解を深めていただくような取組を行っていきたい。

(3) その他

法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策として森林管理に対して消極的な森林所有者には、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、本村及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能管理の重要性を認識させ、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。また、施業実施協定が締結され、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託する場合、一定割合を補助できるような村単独事業を創設し施業実施協定の締結を推進することとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を実施するものとする。